

岬町公告第 4 号

公共工事の前払金取扱要綱を次のとおり定める。

令和 7 年 4 月 3 0 日

岬町長 田 代 堯

令和 7 年岬町要綱第 4 3 号

公共工事の前払金取扱要綱

制 定 平成 4 年 7 月 1 日
最終改定 令和 7 年 4 月 3 0 日

(総則)

第 1 条 岬町が発注する公共工事の地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）附則第 7 条の規定に基づく前払金の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(前払金の範囲及び割合等)

第 2 条 前払金の範囲及び割合は次のとおりとする。なお、財源が未確定の場合或いは歳計現金の保有状況等によりこれを減額することができる。

範 囲	支 払 の 割 合
(工事) 1 件の請負代金が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。	請負代金の 1 0 分の 4 以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 5 以内。
(設計又は調査) 1 件の請負代金が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代金の 1 0 分の 3 以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4 以内。
(測量) 1 件の請負代金が 2 0 0 万円以上の測量において、当該	請負代金の 1 0 分の 3 以

測定の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。	内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4以内。
（機械類の製造） 契約価格が3,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が3,000万円未満であっても、当該契約中に単価1,000万円以上で、納入までに3か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。	製造代価の10分の3以内。

- 2 前項により算出した前払金については10万円未満の端数を切り捨てた額（以下「前払金額」という。）を支払うものとする。
- 3 継続費支弁の2年以上にわたる契約における前払金は、当該契約に基づく各年度の工事等の出来高予定額に相当する部分の工事等の金額に対してすることができる。
- 4 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前払金は、契約締結の当初における契約価格の総額に対してすることができる。
- 5 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約における前払金は、それぞれの年度ごとに、次の算式により算出した前払金額を支払うものとする。

ただし、最終年度については、全体の前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額を支払うものとする。

$$\frac{\text{各年度の支払限度額}}{\text{請負代金額}} \times \text{前払金額}$$

（前払金の交付申請及び保証証書の寄託）

第3条 前払金を受けようとする者は、請負契約締結後速やかに法に定める前払金保証事業会社と前払金の保証について保証契約を締結した保証証書（正）を別紙様式第1号による請求書に添附して町長に提出しなければならない。

（工事内容の変更に伴う前払金の増減）

第4条 工事内容の変更その他の理由により請負代金が増額された場合において、増加額が増額前の請負代金額の100分の20以上であるときは、その増加後の請負代金額に対する前払金額から受領済の前払金額を差引いた額に相当する額以内の前払金をすることができる。

- 2 工事内容の変更その他の理由により請負代金が減額された場合において、減額後の請負代金額が減額前の請負代金額の100分の75以下となったときは、受領済みの前払金額から減額後の請負代金額に対する前払金額を差引いた額を返還させることができる。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、前払金の取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 3 0 日から施行する。